

第1章 総 則

第1 趣旨

行政手続法の中に、地方公共団体の行政指導については、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

この行政手続法の目的主旨にのっとり、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「垣危規則」とは、大垣消防組合危険物規制規則（平成13年消防組規則第1号）をいう。
- (6) 「垣危規程」とは、大垣消防組合危険物規制事務処理規程（平成13年消防組訓令第1号）をいう。
- (7) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (8) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (9) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 「高保法」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (11) 「労安法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (12) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書（*）を付した。

3 SI単位について（H11.9.24消防危第86号通知）

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、平成11年10月1日から施行されたところであるが、施行日前の既発の通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。この場合において、換算は下記の表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他、JISに規定する材質等の読み替え等については、平成11年9月24日付け消防危第86号による。

	従来単位	S I 単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=10N・m
圧 力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq=0.01kPa 1kgf/cm ² =0.1MPa
応 力	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.1N/mm ²
熱 量	cal	J	1cal=4.2J
時 間	sec	s	読み替えのみ

第3 用語

1 一般用語

- (1) 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (2) 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (3) 「架構」とは、工作物のうち建築物に準ずる形態を有するものをいう。 (*)
- (4) 「20号タンク」とは、政令第9条第1項第20号（同令第19条準用）に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。
- (5) 「屋外20号タンク」とは、製造所、一般取扱所の建築物の外にあるもので、独立した場所（タンクヤード等）に設置された政令第9条第1項第20号イに規定する危険物を取り扱うタンクをいう。 (*)
- (6) 「KHK」とは、法第11条の3に規定する危険物保安技術協会をいう。